

# 公益財団法人さいたま市スポーツ協会

## 大会派遣補助事業交付要項

(趣旨)

**第1条** この要項は、市内におけるスポーツの普及振興及び競技力向上並びに出場選手の経済的負担の軽減を目的として、関東大会、全国大会及び国際大会並びにこれらに準ずる各種スポーツ大会（以下「大会」という。）の出場に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

**第2条** 補助金の交付対象となる大会は、種目にかかわらず予選大会及び標準記録等により参加が許可される大会とする。ただし、交流大会、文部科学省主催若しくは全国・関東を統括する学校体育連盟主催の体育大会及び大会開催地が埼玉県内において開催される場合は除くものとする。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の対象者は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）の加盟団体の登録者で、大会出場規定等に基づく人数の選手のみとする。ただし、スポーツ少年団又は市教育委員会から助成される場合は対象外とする。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の対象となる経費は、大会参加に要する経費とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、前条に規定する経費の範囲内で別表の額とする。ただし、同一の大会における「個人競技」の補助総額は、同表に規定する同区分大会の「団体競技」における補助金額を超えないものとする。

(補助金の交付申請書)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会派遣補助事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え大会開催前後1ヶ月以内に協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、個人競技と団体競技の両方に参加する場合は、団体競技を優先するものとする。

- (1) 大会開催要項等の大会内容がわかるもの
- (2) 予選大会等の結果
- (3) 出場選手名簿
- (4) 補助事業の収支予算書
- (5) その他会長が必要とする書類

(交付の決定)

**第7条** 会長は、前条の規定により申請があったときは、必要な事項を審査し、補助事業の目的及び内容が適正であるか確認を行い補助の決定をし、補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 交付決定者は、当該事業終了後1ヶ月以内に大会派遣補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、会長に提出しなければならない。

- (1) 大会出場結果の報告書
- (2) 補助事業の収支決算書
- (3) その他会長が必要とする書類

(補助金額の確定)

**第9条** 会長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該補助金の申請との適合を審査し交付額を確定する。

(交付の時期)

**第10条** 補助金は、前条の規定により確定した額を交付するものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、補助事業完了前に補助金の決定額の全部又は一部を交付することができる。

(書類の整備)

**第11条** 交付決定者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しておかなければならない。

(その他)

**第12条** この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、平成16年9月15日から施行する。
- 3 この要項は、平成24年5月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

|                | 関東大会                  | 全国大会    | 国際大会     |
|----------------|-----------------------|---------|----------|
| 個人競技           | 3,000円                | 5,000円  | 10,000円  |
| 団体競技           | 30,000円               | 50,000円 | 100,000円 |
| 国民体育大会         | 1大会につき1人当たり2,000円とする。 |         | —        |
| その他、会長が特に認めた場合 | 100,000円を上限とする。       |         |          |